

「各種規定」改定のお知らせ

2026年5月11日

平素より西武信用金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。
2026年5月18日より、下記規定を改定いたしますので、お知らせします。

記

1. 改定する規定

普通預金規定	貯蓄預金規定	納税準備預金規定
総合口座取引規定	西武通知預金規定	定期預金共通規定
定期積金規定	定期預金共通規定(財形)	財形期日指定定期預金規定
財形住宅預金規定	財形年金預金規定	両替機専用カード規定
貸金庫規定(一般型)	貸金庫規定(自動型)	インターネットバンキングサービス利用規定
西武ビジネスWebサービス利用規定	西武ファミリーバンキングサービス利用規定	

2. 改定する規定の新旧対照表

西武信用金庫 普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 取扱店の範囲 この預金は、契約店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>一部省略</p>	<p>1. 取扱店の範囲 この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>一部省略</p>
<p>7. 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)~(3)省略</p> <p>一部省略</p>	<p>7. 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)~(3)省略</p> <p>一部省略</p>
<p>15. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に契約店に届出てください。 (2)~(5)省略</p> <p>以下省略</p>	<p>15. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。 (2)~(5)省略</p> <p>以下省略</p>

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 貯蓄預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 取扱店の範囲 この預金は、契約店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>8. 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>16. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に契約店に届出てください。 (2)～(5)省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>1. 取扱店の範囲 この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>8. 届出事項の変更、通帳の再発行等 (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>16. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。 (2)～(5)省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 納税準備預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 預金の目的、預入れ この預金は、国税または地方税(以下(租税)という。)納付の準備のためのもので、当金庫本支店でいつでも預入れができます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>4. 受入証券類の決済、不渡り (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。 (3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p>	<p>1. 預金の目的、預入れ この預金は、国税または地方税(以下(租税)という。)納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>4. 受入証券類の決済、不渡り (1)証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。 (3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p>

下線部が変更箇所となります。

5. 預金の払戻し

- (1)省略
- (2)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに**当金庫**に提出してください。
- (3)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、**当金庫**は直ちに租税納付の手続をします。
- (4)～(5)省略

一部省略

8. 届出事項の変更、通帳の再発行

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当金庫所定の方法により当金庫**に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)～(3)省略

一部省略

16. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に**契約店**に届出てください。
- (2)～(5)省略

以下省略

5. 預金の払戻し

- (1)省略
- (2)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに**当店**に提出してください。
- (3)租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、**当店**は直ちに租税納付の手続をします。
- (4)～(5)省略

一部省略

8. 届出事項の変更、通帳の再発行

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**書面によって当店**に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)～(3)省略

一部省略

16. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に**当店**に届出てください。
- (2)～(5)省略

以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 総合口座取引規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>2. 取扱店の範囲</p> <p>(1)普通預金は、契約店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。</p> <p>(2)省略</p> <p>一部省略</p>	<p>2. 取扱店の範囲</p> <p>(1)普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。</p> <p>(2)省略</p> <p>一部省略</p>
<p>9. 届出事項の変更、通帳の再発行等</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>一部省略</p>	<p>9. 届出事項の変更、通帳の再発行等</p> <p>(1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>一部省略</p>

18. 成年後見人等の届出
 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に**契約店**に届出てください。
 (2)～(5)省略

以下省略

18. 成年後見人等の届出
 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に**当店**に届出てください。
 (2)～(5)省略

以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 西武通知預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
2. 証券類の受入れ (1)省略 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証券と引換えに、 受入店 で返却します。	2. 証券類の受入れ (1)省略 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証券と引換えに、 当店 で返却します。
一部省略	一部省略
5. 預金の解約 (1)この預金を解約するときは、当金庫所定の解約票に届出の印鑑により記名押印し、 契約店 に提出してください。 (2)～(5)省略	5. 預金の解約 (1)この預金を解約するときは、当金庫所定の解約票に届出の印鑑により記名押印し、 当店 に提出してください。 (2)～(5)省略
一部省略	一部省略
7. 届出事項の変更等 (1)証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 当金庫所定の方法により当金庫 に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略	7. 届出事項の変更等 (1)証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 書面によって当店 に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略
一部省略	一部省略
11. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に 契約店 に届出てください。 (2)～(5)省略	11. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に 当店 に届出てください。 (2)～(5)省略
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 定期預金共通規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 証券類の受入れ (1)省略 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入の記載を取消したうえ受入店で返却します。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>5. 届出事項の変更、証書等の再発行 (1)証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>9. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に契約店に届出てください。 (2)～(5)省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>1. 証券類の受入れ (1)省略 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入の記載を取消したうえ当店で返却します。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>5. 届出事項の変更、証書等の再発行 (1)証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>9. 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。 (2)～(5)省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 定期積金規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 掛金の払込み (1)省略 (2)この積金は契約店のほか当金庫本支店のどこの店舗の窓口でも払込みできます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>11. 届出事項の変更、証書等の再発行等 (1)この証書等や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p>	<p>1. 掛金の払込み (1)省略 (2)この積金は当店のほか当金庫本支店のどこの店舗の窓口でも払込みできます。</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p> <p>11. 届出事項の変更、証書等の再発行等 (1)証書等や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略</p> <p style="text-align: center;">一部省略</p>

15. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に契約店に届出てください。
- (2)～(5)省略

以下省略

15. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2)～(5)省略

以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 定期預金共通規定(財形) 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入の記載を取消したうえ<u>受入店</u>で返却します。</p> <p>一部省略</p> <p>5. 届出事項の変更、証書等の再発行</p> <p>(1)証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当金庫所定の方法により</u>当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>一部省略</p> <p>9. 成年後見人等の届出</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に<u>契約店</u>に届出てください。</p> <p>(2)～(5)省略</p> <p>以下省略</p>	<p>1. 証券類の受入れ</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入の記載を取消したうえ<u>当店</u>で返却します。</p> <p>一部省略</p> <p>5. 届出事項の変更、証書等の再発行</p> <p>(1)証書等や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>一部省略</p> <p>9. 成年後見人等の届出</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に<u>当店</u>に届出てください。</p> <p>(2)～(5)省略</p> <p>以下省略</p>

下線部が変更箇所となります。

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>4. 預金の支払時期等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、契約店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3)～(5)省略</p>	<p>4. 預金の支払時期等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3)～(5)省略</p>
一部省略	一部省略
<p>6. 預金の解約書替継続</p> <p>(1)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という)とともに契約店に提出してください。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>6. 預金の解約書替継続</p> <p>(1)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成期日指定定期預金契約の証(以下「契約の証」という)とともに当店に提出してください。</p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>7. 届出事項の変更、契約の証の再発行等</p> <p>(1)この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)省略</p>	<p>7. 届出事項の変更、契約の証の再発行等</p> <p>(1)この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)省略</p>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>2. 預金の種類・継続方法等</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5)継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を契約店に申出てください。</p>	<p>2. 預金の種類・継続方法等</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5)継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を当店に申出てください。</p>
一部省略	一部省略
<p>4. 預金の支払時期等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、契約店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3)～(4)省略</p>	<p>4. 預金の支払時期等</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1カ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3)～(4)省略</p>
一部省略	一部省略

6. 預金の解約
 (1)この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに**契約店**に提出してください。
 (2)省略

一部省略

8. 届出事項の変更、契約の証の再発行等
 (1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当金庫所定の方法により当金庫**に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 (2)省略

以下省略

6. 預金の解約
 (1)この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに**当店**に提出してください。
 (2)省略

一部省略

8. 届出事項の変更、契約の証の再発行等
 (1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**書面によって当店**に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 (2)省略

以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 財形年金預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>5. 預金の解約 (1)やむを得ない事由により、この預金を上記第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに契約店へ提出してください。 この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (2)省略</p>	<p>5. 預金の解約 (1)やむを得ない事由により、この預金を上記第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。 この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 (2)省略</p>
一部省略	一部省略
<p>8. 最終預入日等の変更 最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって契約店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰り上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。</p>	<p>8. 最終預入日等の変更 最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰り上げる場合は変更後支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3ヵ月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。</p>
<p>9. 支払開始日以後の支払回数の変更 支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により契約店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また変更により総支払回数が21回未満となる場合には、</p>	<p>9. 支払開始日以後の支払回数の変更 支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3ヵ月前の応当日の前日までに、当金庫所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また変更により総支払回数が21回未満となる場合には、</p>

変更することはできません。

10. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1)この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**当金庫所定の方法により当金庫**に届出てください。この届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)省略

一部省略

13. 契約の有効期限

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに**契約店**に返却してください。

変更することはできません。

10. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

- (1)この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに**書面によって当店**に届出てください。この届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)省略

一部省略

13. 契約の有効期限

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに**当店**に返却してください。

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 両替機専用カード規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
7. 届出事項 (1)次の場合は、直ちに 当金庫所定の方法により 当金庫へお届けください。お届けを怠られたために生じた損害については、当金庫はその責を負いません。 ①カードの盗難、紛失、毀損の場合 ②氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合 (2)省略	7. 届出事項 (1)次の場合は、直ちに 書面によって 当金庫へお届けください。お届けを怠られたために生じた損害については、当金庫はその責を負いません。 ①カードの盗難、紛失、毀損の場合 ②氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合 (2)省略
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 貸金庫規定(一般型) 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
7. 届出事項の変更等 (1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 当金庫所定の方法により当金庫 に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは、毀損したときも同様とします。 (2)省略	7. 届出事項の変更等 (1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 書面によって当店 に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは、毀損したときも同様とします。 (2)省略
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 貸金庫規定(自動型) 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>7. 届出事項の変更等</p> <p>(1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵やカードを失ったときもしくは、毀損したときも同様とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>7. 届出事項の変更等</p> <p>(1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵やカードを失ったときもしくは、毀損したときも同様とします。</p> <p>(2)省略</p>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 インターネットバンキングサービス利用規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>第12条 届出事項の変更等</p> <p>預金口座などについてのお届出印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合には各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第12条 届出事項の変更等</p> <p>預金口座などについてのお届出印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合には各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

西武信用金庫 西武ビジネスWebサービス利用規定 新旧対照表

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>第13条 届出事項の変更など</p> <p>預金口座などについてのお届出印、氏名・住所・電話番号・その他の届出事項に変更があった場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第13条 届出事項の変更など</p> <p>預金口座などについてのお届出印、氏名・住所・電話番号・その他の届出事項に変更があった場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

改定後	改定前
一部省略	一部省略
<p>第13条 届出事項の変更など 預金口座などについてのお届出印、氏名・住所・電話番号・その他の届出事項に変更があった場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに<u>当金庫所定の方法により</u>当金庫に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第13条 届出事項の変更など 預金口座などについてのお届出印、氏名・住所・電話番号・その他の届出事項に変更があった場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに<u>書面によって</u>当金庫に届出て下さい。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
以下省略	以下省略

下線部が変更箇所となります。

3. 改定日

2026年5月18日

以上